令和６年度

鹿児島中央児童相談所 一時保護所第三者評価結果報告書

特定非営利活動法人 あいおらいと

1　業務日程

履 行 場 所	鹿児島県中央児童相談所 一時保護所 （鹿児島県鹿児島市桜ヶ丘６丁目１２番）
業務実施日	（１）　説明会　　令和６年１２月　４日（水） （２）　訪問調査　令和７年　２月１２日（水）１３日（木） （３）　報告会　　令和７年　３月１１日（火）

2　職員

［正規職員：１１名］　　［会計年度職員：１１名］

・一時保護課長	１名	・学習支援員	１名
・児童指導員	９名	・心理指導員	１名
・保健師	１名	・保育士	３名
		・生活指導員	６名
		（夜間指導員）	

3　訪問調査：令和７年２月１２日（水）・１３日（木）　２日間

１日目：１２月１２日（水）　13：00 ～ 17：30	
13：00 ～ 13：45	当日の流れの確認、一時保護所の見学
13：50 ～ 16：30	評価項目の聴き取り
16：30 ～ 17：00	まとめ
17：00 ～ 17：30	引継ぎに参加
２日目：１２月１３日（木）　8：50 ～ 12：30	
８：50 ～ ９：00	引継ぎに参加
９：20 ～ 11：00	評価項目の聴き取り
11：00 ～ 11：30	職員からの聴き取り（経験の浅い職員・ベテラン職委 各15分）
11：30 ～ 12：00	まとめと今後の予定の確認
12：00 ～ 12：30	一時保護所の昼食

4　判断基準

・　評価項目は、令和２年度厚生労働省調査研究事業「児童相談所の第三者評価に関する調査研究」の報告書「児童相談所における第三者評価ガイドライン（案)」を基本としている。

・　判断基準の評価は○、△、×で評価する。

・　各評価項目は「判断基準」の評価結果を踏まえ、以下の４段階にて評価する。

評価ランク	評　価　基　準
S	・　優れた取組みが実施されている ・　他の児童相談所が、参考にできるような取組みが行われている状態
A	・　適切に実施されている ・　よりよい業務水準・状態、質の向上を目指す際に目安とする状態
B	・　やや適切さにかける ・　「A」に向けた取組みの余地がある状態
C	・　適切ではない、または実施されていない ・　「B」以上の取組みとなることを期待する状態

総　評

＜評価の高い点＞

１　子どもに寄り添う支援と安心できる生活環境の確保

児童虐待やさまざまな問題を抱える子どもたちが入所する中で、職員は一人ひとりの子どもの声に丁寧に耳を傾け、意見や要望にできる限り応えられるよう努めています。また、子どもたちが心身ともに安定し、安心して安全に生活できる環境づくりに日々取り組んでいます。

２　職員体制の充実

一時保護所では、多様な専門職が配置され、保健師、児童指導員、学習支援員、生活指導員、心理指導員、保育士等が連携し、それぞれの専門性を活かしながら支援にあたっています。特に、児童指導員の数が多く、日常生活の支援が手厚くできる点は大きな強みといえます。

３　職員のチームワーク

今年度は職員の異動により、新規採用職員や経験の浅い職員が増え、ベテラン職員の負担が大きくなっています。しかし、職員同士が連携し、困ったときにすぐ相談できる体制が整えられています。特に、経験豊富な職員が丁寧に指導し、チームワークを活かした支援が行われている点は高く評価されます。

＜今後に期待する点＞

１　専門性向上と人材育成による支援体制の強化

一時保護所には、児童虐待、非行、問題行動などさまざまな背景を持つ子どもが入所しており、対応する職員には高い専門性と支援技術が求められます。しかし、現在は、新規採用職員や経験の浅い職員が多く配置されており、ベテラン職員の負担が大きい状況です。今後は、一時保護所だけでなく、児童相談所全体で人材育成に注力し、体系的な研修の充実や支援体制の強化を図ることが求められます。

２　包括的な養育支援マニュアルの整備

現在のマニュアルは、養育に関する支援全般を十分に網羅しているとはいえません。今後は、施行予定の「こどもの権利擁護スタートアップマニュアル」などを取り入れ、より実践的で分かりやすい内容を盛り込んだマニュアルの作成が求められます。

３　相談部門との情報共有について

中央児童相談所の一時保護所は、北部児童相談所や大隅児童相談所も担当しており、いずれも遠隔地に位置しているため、情報共有が十分に行われにくく、一時保護の日数が増加する傾向にあります。

また、中央児童相談所内では、相談部門の職員が一時保護所の事務室で検食を行い、一時保護所との連携を図っていますが、担当児童福祉司等との連携が十分ではない状況が見られます。今後は、オンラインツールの活用をはじめ効果的で実践的な連携方法の取り組みが求められます。

結果

Ⅰ　子ども本位の養育・支援		評価
No.1	子どもの権利について、子どもに対して適切に説明されているか	B
No.2	子どもの意見等が尊重される仕組みがあるか	B
No.3	保護開始にあたり、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.4	保護期間中に、子どもに対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.5	保護解除について、子どもや保護者に対して適切に説明し、合意を得ているか	B
No.6	保護解除に向けて、子どもに対して必要な支援を行っているか	B
No.7	子どもの所持物について、適切な対応が行われているか	B
No.8	外出、通信、面会、行動等は適切に行われているか	A
No.9	被措置児童等の虐待防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	C
No.10	子ども同士での暴力等の防止に努めるとともに、発生時の対応は適切に行われているか	A
No.11	特別な配慮が必要な子どもへの対応が適切に行われているか	B
No.12	子どもとの関わりにおいて、子どもが安全感・安心感・信頼感を持てる養育支援を行っているか	B
No.13	子どものプライバシーへの配慮が行われているか	B
No.14	子どものエンパワメントにつながる養育・支援を行っているか	A
No.15	子どもからの聴き取り等にあたり、子どもへの配慮や説明などが適切に行われているか	A
Ⅱ　一時保護の環境及び体制整備		評価
No.16	一時保護所としての設備運営基準は遵守されているか	B
No.17	一時保護所は、個別性が尊重される環境となっているか	B
No.18	一時保護所内の生活環境が適切に整備されているか	B
No.19	管理者（一時保護所の長)としての役割が明確になっており、その責務が全うされているか	B
No.20	一時保護所として、必要な適切な職員体制が確保されているか	S
No.21	各職種の役割や求められる専門性・能力を考慮した人員配置が行われているか	B
No.22	情報管理が適切に行われているか	B
No.23	職員の専門性の向上及び意識共有のための取組みが適切に行われているか	B
No.24	職員間での情報共有・引継ぎ等が適切に行われているか	A
No.25	児童福祉司や児童心理司との連携が適切に行われているか	B
No.26	職場環境としての法令遵守や環境改善に取り組んでいるか	A
No.27	子どもの所属する機関と適切な連携が行われているか	B
No.28	医療機関との連携が適切に行われているか	A
No.29	警察や司法機関との連携が適切に行われているか	B
No.30	施設や里親等との連携が図られているか	A

Ⅲ　一時保護所の運営		評価
No.31	一時保護の目的に即した理念・基本方針となっているか	B
No.32	一時保護所の年度単位での事業計画の策定や目標設定を行っているか	B
No.33	緊急保護は、適切に行われているか	A
No.34	一時保護所における生活面のケアは、適切に行われているか	B
No.35	レクリエーションのための環境やプログラム等が適切に提供されているか	B
No.36	食事が適切に提供されているか	A
No.37	子どもの衣服は適切に提供されているか	B
No.38	子どもの睡眠、排泄は適切に行われているか	A
No.39	子どもの健康管理が適切に行われているか	A
No.40	子どもの教育・学習支援が適切に行われているか	B
No.41	未就学児に対しては適切な保育を行っているか	B
No.42	家族等との面会や、家族等に関する情報提供等は適切に行われているか	A
No.43	子どもの性的問題に対して、適切な対応が行われているか	B
No.44	他害や自傷行為を行う可能性のある子どもに対して、適切な対応を行っているか	A
No.45	無断外出を行う子どもに対して、適切な対応を行っているか	B
No.46	重大事件に係る触法少年や身近な親族等を失った子どもに対して、適切な対応を行っている	B
No.47	被虐待児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.48	健康上配慮が必要な子どもや障害児を受け入れる場合には、適切な対応・体制確保が行われているか	B
No.49	災害発生時の対応は明確になっているか	B
No.50	感染症の予防に努めるとともに、発生時の対応が明確になっているか	A
No.51	一時保護所の運営・業務に関する基本的な対応方針や手順は明確になっているか	B
No.52	一時保護所としての質の向上を行うための仕組みがあるか	B
Ⅳ　一時保護所における子どもへのケア・アセスメント		評価
No.53	保護開始にあたって、子どもや子どもの家庭に関する情報等が適切に把握されているか	B
No.54	関係機関等と連携して総合的なアセスメントを行い、支援方針を決定しているか	B
No.55	援助指針に沿った個別ケアを行っているか	B
No.56	一時保護中において、子どもの変化に応じた支援方針の見直し等が行えているか	B
No.57	一時保護中の子どもについて、行動観察が適切に行われているか	B
No.58	観察会議が適切に実施されているか	B